

林俊夫・弁護士著　くらしの交差点「法学入門」全国信用金庫協会広報誌「楽しいわが家」1990 年 4 月号を読む

### 傍聴人のメモ採取の自由—開かれた裁判所—

1. (1) 裁判所の法廷で訴訟事件を傍聴したことがありますか？  
(2) この質問には、ほとんどの人が否と答える。  
(3) 中には、勝手に他人の事件を傍聴できるのですかと言う人さえいる。
2. (1) 憲法 82 条は、裁判の公開を規定しており、密室裁判が行われているわけではない。  
(2) 法廷は江戸時代のお白洲ではなく、開かれた法廷として、国民には傍聴の自由が認められているのである。  
(3) この傍聴の自由は、国民が生きた事件の審理に接することにより各種の社会的問題についての理解を深めることに資すると共に、裁判に関する国民の知る権利を実現する上で不可欠な自由であり、司法権に対する民主的コントロールとしても重要な意義がある。  
(3) ただ、傍聴席数の制約から、リクルート事件のようなマスコミを賑わす大事件などでは人数制限があるにすぎず、原則として訴訟事件の傍聴は自由にできる。  
(4) もちろん、他人の事件でも自由に傍聴でき、裁判所の許可も必要ない。
3. (1) しかし、裁判は、民事事件では、原告と被告の重要な権利義務や法律関係が問題となったり、刑事事件では、犯罪についての国家刑罰権や被告人の人権が問題となるものであり、訴訟の進行も適正・迅速になされなければならない、法廷は裁く者と裁かれる者の遣り取りの場として厳格性も要請される。  
(2) そこで、裁判長には法廷の秩序維持のために法廷警察権が与えられ、傍聴者も訴訟進行の妨害となる言動をとることは許されなさい。
4. (1) では、傍聴人がメモを取ることはどうか。  
(2) この点、従前は、裁判長の法廷警察権に属する自由裁量事項とされ、実際上は、特定の報道機関を除き一般的に禁止されていたところ、次のような注目すべき裁判例が登場した。
5. (1) アメリカ人の弁護士は、日本の証券取引法の研究の一環として、東京地方裁判所のある事件の公判を傍聴する際に、法廷でのメモ採取の許可申請をしたが認められなかったため、右措置が憲法 21 条の表現の自由、82 条の裁判公開の原則に違反する旨主張し、国家賠償訴訟を提起した(レペタ訴訟)。  
(2) 右主張に関し、最高裁は、
  - ① 憲法 82 条の裁判公開原則により、各人は裁判を傍聴することができることになるが、それ

は、各人が裁判所に対し傍聴することを権利としてまで認めたものではなく、傍聴人に対して法廷でメモを取ることを権利として保障しているものでもない、

②しかし、各人がさまざまな意見、知識、情報に接し、それを摂取する自由は、憲法 21 条の趣旨・目的から生ずる原理であるから、筆記行為の自由も表現の自由の精神に照らし尊重されるべきであり、傍聴人が法廷でメモを取ることは、その見聞する裁判を認識、記憶するためになされる限り尊重に値し、故なく妨げられるべきでない、という判断を下した(最判平 1・3・8)。

6. (1)そして、この判決後、全国の裁判所では、メモの原則禁止から原則自由に改められるに至った。

(2)この変更は、国民に対する開かれた裁判所としての観点から、極めて意義深いものといえる。